

鷹栖町地域おこし協力隊インターン 募集要領

1. 事業の目的

地域おこし協力隊の活動や地方との関わりに関心のある方が、鷹栖町での具体的な地域おこし活動への理解を深める場とすることを目指します。

特に、都市部の大学生等、地域との関わりに関心を寄せる若者が増えているなかで、短期滞在の体験とは異なる関わり方として、2週間以上の一定期間を地域おこし協力隊と同様に地域づくりの現場に関わる環境を整えることによって、持続的且つ広がりのあるまちづくりへの関わりへとつなげることを目的とします。

2. 業務概要

鷹栖町地域おこし協力隊インターン（以下「インターン」という。）として町長から委嘱を受け、2週間以上3カ月以内の期間、地域おこし協力隊員が通常取り組むのと同等の業務に従事する。

3. 応募条件

- （1）3大都市圏をはじめとする都市地域等在住で、活動期間中は鷹栖町に滞在できる方（住民票の異動は要しない）
- （2）普通自動車運転免許証を取得している方
- （3）地域住民や地域団体とコミュニケーションを図りつつ、地域の活性化に意欲を持って活動できる方

4. 任務

インターン応募者から、鷹栖町で取り組みたい分野や活動についての提案を受け、提案をもとにインターン応募者と鷹栖町とで協議をして、活動テーマを決定します。

例えば、地域コミュニティの活動支援、地域産業の活性化に関する支援、地域文化・芸術に関する支援活動、地域内外の交流促進、移住定住促進事業や鷹栖町のPR活動などが考えられます。

5. 委嘱期間

令和7年5月以降で、2週間以上3カ月以下の期間とし、延長はありません。

6. 待遇

- (1) 「鷹栖町地域おこし協力隊インターン」として委嘱します。鷹栖町との雇用関係はありません。
 - (2) 社会保険等はありません。
 - (3) 委嘱期間中の宿泊については、各自で手配をお願いします。宿泊に係る経費は自己負担です。
- (鷹栖町移住体験住宅を利用することが可能です。ただし、同じ時期に複数の利用希望者がいる場合、ルームシェアなどの調整をお願いする場合があります。また、他の事業の状況によって、移住体験住宅が利用できない場合もございますので、詳細は担当へご確認ください。)

7. 報償費

- ・日額 11,000 円

インターンとして活動した1活動日につき、11,000 円の活動謝金を支給します。

謝金には、滞在のために要する経費や活動経費を含むものとして、その他の手当はありません。支給時には、源泉所得税が控除されます。

(活動実績に応じて、活動の翌月に指定の金融機関口座へ振込みにて支給します)

8. 活動時間

週 37.5 時間以内（1 日あたり 7 時間 30 分、午前 8 時 30 分～午後 5 時 00 分まででうち休憩 60 分）を基本とします。インターンと担当部署とで協議して、活動計画をたてます。

9. 募集人数

若干名

10. 応募手続き

- (1) 応募期間

随時

- (2) 提出書類（郵送・メール可）

鷹栖町地域おこし協力隊インターン応募用紙（1 部）

(3) 応募及び問合せ先

〒071-1292

北海道上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号

鷹栖町まちづくり推進課地域振興係

TEL : 0166-74-3831 (内線 234)

メール : kikaku2@town.takasu.lg.jp

11. 選考方法

(1) 一次選考

応募用紙をもとに書類選考を行います。

(2) 二次選考

一次選考合格者を対象に、面接（対面又はオンライン）を実施します。

(3) 最終結果通知

面接終了後に、後日、本人宛に結果を通知します。